

～学校法人広島女学院における内部通報の対応手順について～

- ① 法令や法人諸規程等に違反する行為や、そのおそれがある行為（以下「法令違反等」という。）が現に生じ、またはまさに生じようとしている場合には、発見者（通報者）は通報受付窓口（内部監査室長、設置各校の長、法人事務局長、教学担当監事）へ通報を行う。
- ② 受付窓口は、通報を受けた場合には速やかに調査を開始する。ただし、その通報についての事実が存在しないことが明らかな時には、調査を行わない。
- ③ 受付窓口は、通報について書類調査、実地調査、聞き取り調査その他の適切な方法により調査を行う。調査対象部署及び関連部署の教職員等は、調査等に協力しなければならない。
- ④ 受付窓口は、個人情報の保護に配慮しながら、調査結果を理事長に報告する。
- ⑤ 理事長は、報告を受けた後、さらに事実関係を調査するために調査委員会を設置することができる。
- ⑥ 調査の結果、法令違反等が明らかになった場合には、理事長は速やかに是正措置及び再発防止措置を講じるとともに理事会に報告する。
- ⑦ 理事長は、通報者に対して、被通報者のプライバシーに配慮しつつ、調査の実施の有無、調査結果及び是正結果を通知する。